

第5章 釧路市と網走市

第1節 日本司法支援センター釧路地方事務所

田中みなこ

はじめに

土地が広い北海道では、各法律機関の管轄する地区も比例して広範となる。特に冬場になれば雪に覆われ、交通網の発達していない地域から地域に赴くことは、職員・利用者双方において困難が生じるのは想像に難くない。しかし、都市・僻地に関わりなく法律トラブルは起こりうるため、利用者・職員はその困難をものともせず、必要な場所へ出向く必要がある。広域な大地ならではの事情を持ちながら、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という法テラスの理念を北海道で担っている法テラス釧路の業務の実態を、2010年8月26日の取材を元に報告する。

1. 法テラス釧路の概要

北海道に設立されている法テラスは、地方事務所が札幌・旭川・函館・釧路¹の計4つで、地域事務所が江差²に1つある。その中で法律事務所が併設されているのは、旭川・函館・江差・釧路の4つのみとなっている³。今回訪問した法テラス釧路の管轄は、面積でいえば北海道の約39%、人口でいえば17%を担当しており、所長1名、副所長3名、その他職員11名、スタッフ弁護士2名で構成されている（2010年8月26日当時）。そのオフィスは釧路川沿いの大きなビル内にあり、窓を隔ててすぐ向こうには磯の香りと釧路の町並みが眼前に広がる。お話を伺った所長室には大きな北海道地図が貼ってあり、法テラス釧路の業務の範疇の広さに驚くばかりだ。

「冬場は夜に猛吹雪の中を車で移動して利用者のもとまで行くこともある」。取材を受けてくれた篠田奈保子弁護士は苦笑を交えて話していた。

¹ 法テラス札幌（日本司法支援センター札幌地方事務所）
：〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F
法テラス旭川（日本司法支援センター旭川地方事務所）
：〒070-0033 北海道旭川市三条通9-1704-1 住友生命旭川ビル7F
法テラス函館（日本司法支援センター函館地方事務所）
：〒040-0063 北海道函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F
法テラス釧路（日本司法支援センター釧路地方事務所）
：〒085-0847 北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F

² 法テラス江差（日本司法支援センター函館地方事務所江差地域事務所）
：〒043-0034 北海道檜山郡江差町字中歌町199-5

³ 法テラス法律事務所は、司法書士の少ない司法過疎地域において法律サービスを実施する機関。法テラス札幌の管轄では、法律相談は法テラスをパイプ役として、法テラスと契約をした外部の司法書士・弁護士が担当する。事務所内にスタッフ弁護士がいない。

2. 取材協力

スタッフ弁護士：篠田奈保子氏

1996年に北海道大学在学中に司法試験合格、1997年に旭川で第51期司法修習生となる。札幌・釧路での弁護士事務所での勤務を経たのち、2003年に弁護士登録を抹消し、専業主婦として育児をこなす。2006年に東京弁護士会に登録、弁護士事務所業務をこなす、2008年に釧路弁護士会に登録変え、スタッフ弁護士として法テラス釧路に着任する。

所長：今重一氏

事務局長：秋田谷忠之氏

日本司法支援センター釧路地方事務所職員の皆様

3. 法テラス釧路の業務内容

(平成22年度にまとめられた平成21年度法テラス釧路業務関係データに基づく)

(1) 情報提供業務

法テラス釧路での平成21年度の電話・面談による情報提供件数は3,474件であり、前年度の2,498件との比は139%である。その件数は2006年に業務を開始してから毎年右肩上がりとなっている。

相談内容は、債務整理が44%を占め、次いで離婚、民事の紛争解決方法、住まい・不動産、相続・遺言と続く。情報提供後は、そのまま法律扶助業務へ移行する割合が大変高い(相談件数に対して65%の割合)。釧路は生活保護受給者の割合が非常に高く、金銭的に困窮した生活の人が多くことから、グリーゼン金利撤廃後も債務関係の業務が大きな比重を占めることは変わらないだろうとのことだ。

また、相談者の地域件数は釧路・根室地域62%(2,240件)、十勝地域21%(734件)、北見・網走地域12%(446件)、その他の地域4%(154件)となっている。十勝地域の方が人口は多い一方で、法テラス釧路の位置・距離からして、釧路・根室地域の住民による相談件数が多数を占めている。

(2) 民事法律扶助業務

法テラス釧路に寄せられた相談の中で、民事法律扶助制度窓口への情報提供を行い、民事法律扶助契約を締結している弁護士・司法書士の相談へ取り次ぐ、あるいは弁護士・司法書士事務所へ直接相談を申し込んだ件数は、2009年度は2,978件であり、前年度の2,134件に比べ、140%(844件)となっている。

相談内容は破産等の債務処理関係が最も多い。法テラス釧路の契約弁護士が受任した弁護士代理援助のうち、破産などを含めたクレジット・サラ金等の債務整理事件及びそれ以外の一般事件の地域的な取り扱い件数は、釧路が最も多く、次いで帯広、北見と続くのが昨今である(厳密に言



(左から) 今所長・篠田弁護士・田中

えば、クレサラ事件数は釧路が圧倒的に多かったが、一般事件数になると帯広の方が多くなる)。上位は法テラス釧路の管轄のうち、人口の多い地域が並んでいる。

※(3) 国選弁護関連業務⁴ (4) 犯罪被害者関連業務⁵ については省略。

4. 法テラス釧路の業務を通じて

人口は道内で4番目に多い釧路⁶は、まさに都市型過疎地域といえる。法テラスへの相談内容からも分かるとおり、経済的困窮者が多く、クレサラ、債務整理、家庭事件、刑事事件が業務の多くを占める。遺産・家屋等、巨額の金銭を扱う大きな事件は釧路にはほとんど無いといって正しい。労働事件についても、弁護士を雇ってまで解決したいと望む人が少ないのだ。すると必然的に業務のバラエティは少なくなり、よく働きよく稼ぐという意識を持った弁護士にとっては少々肩透かしを食らう業務内容となる。「もちろん債務整理をこなすことも弁護士として大事な技量ではあります。しかし若い弁護士が身に着けたいと志す法的技量からはややかけ離れた仕事があることもあります。」利用者に親身になればなるほど元来「弁護士になってこなしたいと志していた仕事」ばかりではなくなるのだと、篠田弁護士は苦笑しながら話す。



(左から) 篠田弁護士・飯先生・今所長

篠田弁護士は、若手の弁護士の人材育成や、安心して能力開発をするためにも、ベテラン弁護士こそもっと法テラスに派遣されるべきだと考えている。現在、10年以上経験を積んだシニア弁護士で、法テラス釧路に勤務するスタッフ弁護士は6割～7割とのことだ。すなわち機能が稼働してまだ年月の浅い法テラスにおいて、要となるスタッフ弁護士の3割強は経験の浅い若手なのである。

なかには都会の就職難と相まって実務はほとんど何も知らない手探りの状態で法テラスの法律事務所へ赴任する若手弁護士もいる。そのため弁護士としてどこまでの仕事をなすべきか分からず、ストレスを抱えてしまう人も多いとのことだ。若手弁護士が増えた今、仕事上の不安、心労を吐露できる弁護士同士のネットワークを十分に備えることが肝要となっている、とあまり触れられてこなかった弁護士の精神面でのケアについて、篠田弁護士は言及した。若手弁護士が過疎地域で業務に携わるにあたって、弁護士の内面への十分なフォローという面にも、今後はより焦点を当てる必要がある。

市民に身近であることを目指す法テラスといえど、積極的に関わりが多いのは、やはり何らかの法律トラブルを抱えた人々である。取りも直さず平穏に生活している市民は、日々

⁴ 刑事事件に係る国選弁護士候補者を裁判所に対して通知する業務。

⁵ 犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、案内をするとともに法制度の紹介や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

⁶ 北海道の人口上位6都市は、1. 札幌 1,880 2. 旭川 356 3. 函館 288 4. 釧路 190 5. 苫小牧 174 6. 帯広 169 ※単位は千人。

(2008年3月時点 住民基本台帳人口：北海道企画振興部地域行政局市町村課調)

の生活の煩雑さのなかで、金銭貸借、ローンの知識、労働者の地位など、重要性を感じていたとしても基本的に無関心であることの方が多い。しかし、些細なきっかけで、市民は「知らない」事柄と関わりあい、巻き込まれ、法テラスの入り口を叩くことになる。無知からくる不安や、事件が発生する種を取り除く対策こそ大事だと述べ、篠田弁護士は無報酬で法律問題の講演なども引き受けている。

法テラス釧路へは、口コミで知った人やリピーターとなって訪れる利用者が多い。法テラス釧路は2010年8月現在、スタッフ弁護士が篠田弁護士と高橋哲也弁護士（第60期司法修習生 2008年着任）2名での体制となっている。現在の業務状況や今後を考えると、常勤弁護士もう一人くらいは必要になるとのことだ。利用者が溢れてキャパシティ・オーバーになるのには一抹の不安があるが、やはり必要とされる法的処理があるなら、法テラスという相談機関があるのだと、多くの人に知ってもらいたいと話す。

そんな法テラス釧路の業務内容・釧路の地域性などを朗らかに話す篠田弁護士のスタッフ弁護士としての任期は残りわずかとなっている。任期後は、地元で弁護士業務を続けつつ、若手弁護士のサポートや、新しいスタッフ弁護士へのフォローを通じて、法テラスとも関わりを持ち続けて行きたいとのことだ。

終わりに

北海道の風土には、魅力を感じる一方で厳しいとの声もあり、交通も北海道の周辺地域に向かうにつれて不便をきたす場所が多い。しかし、今後北海道に赴任してくる弁護士は、地域貢献という意欲を持って、あるいは北海道に愛着を持つようになって、仕事に励む人が多く出てくるはずである。そんな彼らをどのようにバックアップしていくかが、法テラス、地元北海道や弁護士会の課題と言えそうだ。



釧路地方裁判所帯広支部前にて